

近江米 情報

発行 / 近江米振興協会

令和元年

8
月号令和元年7月17日撮影
オーガミック米ほ場(草津市)

大津市松本一丁目2-20 滋賀県農業教育情報センター内 編集責任者 小久保 泰
TEL(077)523-3920 FAX(077)523-5611 ★ホームページ <http://www.ohmimai.jp/> ★E-mail:shiga@ohmimai.jp

【病害虫の発生と防除】

滋賀県病害虫防除所

～この時期に注意が必要な病害虫～

本号発行後、水稻については収穫まで日数が少ないため、防除する場合は、使用する薬剤の登録内容(特に収穫前日数)に注意してください。

【水稻】

1. 穂いもち

各ほ場の状況をよく確認し、発生が多い場合は、防除を実施してください。

2. 斑点米カメムシ類

地域やカメムシの種類によって発生状況が異なるため、下記を参考に適切な防除対策を実施してください。

- ①ほ場周辺の畦畔や雑草地にアカスジカスミカメの発生が多い場合は、乳熟期頃(出穂7～10日後)に防除します。
- ②粒剤を施用する場合、田面を露出させない程度に湛水状態とし、出穂7～10日後に散布します。さらに、畦畔等からの漏水防止に留意し、薬剤散布後1週間は落水やかけ流しをしません。なお、エチプロール剤(キラップ粒剤)は出穂10日前～出穂期が散布適期です。
- ③穂揃期に斑点米カメムシ類が確認できるほ場では、糊熟期頃(出穂16日後を中心とした出穂10～20日後)にも防除します。
- ④畦畔雑草は、斑点米カメムシ類の越冬場所となるので、収穫終了後にも次年の防除対策として除草を行います。

3. トビイロウンカ

中国大陸から飛来するトビイロウンカは、7月10日頃までに本県への飛来が認められると、坪枯れなどの被害が発生する危険性が高くなります。飛来状況については、病害虫防除所からの情報に注意してください。

【大豆】

1. 紫斑病

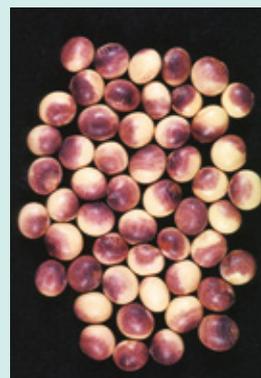
葉、莢や子実などに発生します。子実が発生するとへそを中心に紫色の斑紋ができます。莢の発病は開花30日後以降に急増するので、若莢期に重点を置いて防除をします。なお、種子伝染するので、発病したほ場から採種せず、健全な種子を用いることが必要です。

2. べと病

葉や子実が発生します。子実が発生すると子実上に胞子を形成し、粉を吹き付けたようになります。発生初期に防除を行います。低温・多湿条件で発生が多くなり、また過繁茂でも発生が多くなるので、窒素過多にならないように注意しましょう。特に



トビイロウンカ短翅型雌成虫



紫斑粒



べと病

「タマホマレ」は発病しやすいので注意が必要です。なお、種子伝染するので、発病したほ場から採種せず、健全な種子を用いることが必要です。

3. 茎疫病

地際部と茎に発病します。発病すると徐々に黄化し、枯死します。病斑部は白色粉状の菌糸が見られますが、二次寄生菌が付くことが多く、これにより淡紅色から灰褐色に変わります。被害部には菌核を形成しません。連作を避け、排水不良条件で多発するので、高畦にし株間の風通しをよくします。また、発病株を早期に抜き取り、処分する必要があります。特に、黒大豆では発病しやすいので注意が必要です。

4. 吸蜜性カメムシ類

大豆を加害する主なカメムシは、アオクサカメムシ、イチモンジカメムシおよびホソヘリカメムシの3種です。被害は成幼虫が莢を吸汁することによって起こり、早期に吸汁されると「屑マメ」になり、後半に吸汁されると吸汁痕が残り変形粒となります。多発すると子実が実らなくなり、落葉せず株が青立ちとなり、減収に加え、収穫時の障害となることもあります。開花前にはほ場周辺の雑草を除去したり、若莢期から子実肥大期に数回の薬剤防除を行います。

5. フタスジヒメハムシ

幼虫は地中で根粒を食害し、多発すると生育不良となる場合があります。成虫(写真)は葉や莢などを食害し、葉が食害されると食痕は円形の穴となります。莢の表面が食害された場合、食害部に接した子実に黒斑ができ、品質を低下させます。防除は、子実肥大初期に薬剤を散布します。



フタスジヒメハムシ

6. サヤムシガ類

幼虫は若葉、茎や莢を綴り合わせ食害します。莢だけでなく内部の子実も食害し、子実の腐敗を引き起こします。被害葉は縮れて奇形となります。防除は若莢期に薬剤を散布します。被害葉内や土中で越冬するので、収穫終了後の耕耘や湛水により密度を低下させることも有効です。

7. ハスモンヨトウ

通常、被害は8月中旬以降に発生します。数百卵の卵塊が葉裏に産みつけられ、ふ化幼虫は集団で葉肉を食害します。このため、被害葉は葉皮と葉脈だけが残り、白く見えるので、これを「白変葉」と呼び、発生の目安になります。幼虫は成長に伴って分散し、主に葉を食害しますが、多発すると莢も食害するので、被害が大きくなります。幼虫が大きくなると薬剤の効果が劣るので、若齢期に薬剤を1~2回散布します。



ハスモンヨトウ若齢幼虫

なお、ふ化直後は群せいしているので(写真)、白変葉を見つけしだい除去することも有効です。

8. ハダニ類

大豆に寄生するハダニ類は、主にカンザワハダニとナミハダニです。寄生葉は、初め白斑を生じ、寄生密度が高くなると次第に黄化(写真)し、落葉する場合があります。高温・乾燥の年に発生が多く8月以降に多発しやすくなるので、発生初期に薬剤を散布します。

(病害虫防除所)



ハダニ類による被害葉

滋賀県病害虫防除所ホームページ

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo>

最新の発生予察情報やIPM、病害虫の見分け方などの関連情報を載せています。

また、農作物病害虫雑草防除基準へのアクセスもできます。

詳しくは検索・クリックしてください。

滋賀 防除所

検索

最新の情報はこちらです!

<病害虫発生予報>

8月6日、8月27日、9月25日に発表。

<防除情報・注意報・警報>

随時発表します。



1.消費・価格動向

(1)消費動向

ア.総務省家計調査

総務省家計調査によると、令和元年5月の米の一世帯あたり購入量は、前年比96.9%と前年を下回りました。また、平成30年6月からの12か月合計についても前年比98.2%(65.55kg、前年差▲1.18kg)と下回りました。

イ.量販店等の売り上げ動向

(ア)チェーンストア協会加盟量販店の令和元年5月の食料品売上高は、既存店ベースで前年比99.4%と前年を下回り、食料品のうち、米が含まれる「その他食品」の売り上げも前年比99.3%と下回りました。

(イ)コンビニエンスストアの令和元年5月は、全国的に平均気温が高く好天に恵まれ、行楽需要等を受け、調理麺・飲料等が好調に推移したことから、全店・既存店ともに売上高が前年を上回りました。

(ウ)外食産業の令和元年5月は、GW後半の6連休から始まり、昨年と比べて休日が2日多かったこともあり、連休期間中は堅調に推移しました。連休後は反動により客足は鈍ったものの、季節メニューの投入やメニュー価格の改定等により客単価が上昇し、全体売上は103.1%と33か月連続して前年を上回りました。

(2)販売価格(玄米価格)の動向

30年産米の令和元年5月の相対価格(出荷業者と卸売業者等との間の玄米の相対取引契約価格)は、前年産同月▲3円/60kgの15,732円/60kg(税込・包装込)と、前年産を下回りました。

(3)小売価格(精米価格)の動向

総務省小売物価統計の精米価格の調査結果によれば、令和元年6月の精米小売価格(東京都区部における特売を除いた精米5kg当たりの店頭販売価格)は、前月よりコシヒカリは16円/5kg、コシヒカリ以外は17円/5kg上回りました。

2. 国の基本指針にもとづく需給見直し

農林水産省は、食糧部会において「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(30年11月)を公表し、主食用米の需給見直しについては、今回から需要見通しの算出方法が1人当たりの米消費量に人口を乗じて算出する方法に見直され、平成30/令和元年の需要量は735万トﾝ(変更前741万トﾝ)、令和元/2年の需要量は726万トﾝとされました。

そのうえで、令和元年産の全国生産量については、「適正な民間在庫水準180万トﾝとなる718万トﾝ～令和元/2年の需要量と同水準の726万トﾝ」との幅をもって設定されました。

なお、上記基本指針は平成31年3月27日の食糧部会で一部変更されましたが、主食用米の需給見直し数量については変更されていません。

○30/元年および元/2年の主食用米等の需給見直し(農林水産省)

(単位: 万トﾝ)

H 3 0 / R 元 年	平成30年6月末民間在庫量	A	190
	平成30年産主食用米等生産量	B	733
	平成30/令和元年主食用米等供給量計	C=A+B	923
	平成30/令和元年主食用米需要量	D	735
	令和元年6月末民間在庫量	E=C-D	188
R 元 / 2 年	令和元年6月末民間在庫量	E=C-D	188
	令和元年産主食用米等生産量	F	718～726
	令和元/2年主食用米等供給量計	G=E+F	906～914
	令和元/2年主食用米需要量	H	726
	令和2年6月末民間在庫量	I=G-H	180～188

注1: 元/2年主食用米等需要量については、現時点で元年産米の価格の状況を見通すことが困難であるため、価格の変動が生じた場合の需要量への影響は見込んでいない。

注2: 上記の需給見通しのほか、SBS方式による輸入数量が主食用等として流通する見直し。

3. 元年産米等の作付動向

農林水産省は令和元年5月28日、都道府県段階の作付意向(4月末時点)を公表しました。

主食用米については、30年産実績と比較し前年並み傾向である県が32県、減少傾向が15県となっております。

○元年産米等の作付動向(農林水産省)

(単位: 県数)

	30年産実績との比較								
	増加傾向			前年並み傾向			減少傾向		
	2月末時点	4月末時点	増減	2月末時点	4月末時点	増減	2月末時点	4月末時点	増減
主食用米	1	0	▲ 1	40	32	▲ 8	6	15	9
飼料用米	12	6	▲ 6	21	11	▲ 10	12	28	16
加工用米	15	12	▲ 3	16	13	▲ 3	12	18	6
WCS	10	11	▲ 1	24	15	▲ 9	9	17	8
新市場開拓米 (輸出用米等)	23	23	0	12	9	▲ 3	1	4	3
麦	14	16	2	26	18	▲ 8	6	12	6
大豆	9	11	2	26	14	▲ 12	10	20	10
備蓄米	20	30	10	4	1	▲ 3	6	1	▲ 5



令和元年産米の事前検査指導事項

近畿農政局滋賀県拠点

登録検査機関は、本年の生育状況及び病害虫の発生予察等の情報を収集し、検査前までに検査程度の統一を図るとともに、農産物検査員（以下「検査員」という。）に対して以下の事項に留意しながら的確な品位格付け等を行うよう指導をお願いします。

なお、平成26年産から『飼料用米』と『米粉用米』の助成は、収量に応じて交付金変動する「数量払い」となっています。対象となる数量は、農産物検査を受けて「合格」や「3等以上」に格付けされた数量等とされていますのでご注意ください。

1 受検者への周知に関する事項

(1) 的確な乾燥・調製の実施による適正水分の確保

過乾燥や水分過多は米の品質を著しく低下させる要因となるため、仕上げ水分については、14.5%～15.0%になるよう調製指導をお願いします。

(2) 受検品への被害粒等の混入防止

① 着色粒の混入防止

着色粒はカメムシ類の被害によるものが多いため、畦畔はもとより、ほ場に隣接する草地の一斉除草に努める。

また、乾燥能力以上の刈り取りに伴う高水分もみの堆積等によるヤケ米（発酵による着色粒）を防止するため、計画的な刈り取りを実施する。

② 異種穀粒、異物の混入防止

麦類やその種類以外の異種穀粒の混入は、精米の円滑な流通に支障を生じさせることから、コンバインや乾燥調製機器の清掃及び点検整備を行う。

特に、玄米への草種（くさねむの種等）の混入が見受けられるため、ほ場での除草の徹底を行う。

また、土砂、石、ガラス、プラスチック、金属片が混入したものは検査ができないことから、その混入防止について生産者に注意喚起をお願いします。

③ 適期刈り取りの励行及び胴割粒の発生防止

適期に収穫作業を行うことは品質の向上を図る上で重要であり、特に刈り遅れについては、形質を低下させるだけでなく、胴割粒や発芽粒の発生要因となることから、適期刈り取りの励行を周知する。

また、早生品種を中心に、登熟期における高温等の影響による立毛中の胴割れが多く見受けられるため、早期の落水を避ける。

なお、過乾燥による胴割粒の発生を防止する観点から乾燥機の送風温度等に十分注意し、品質の低下を防止する。

(3) 適正な荷造り・包装等の実施

荷造り及び包装にあつては、農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)第1の(3)の口の(ハ)の第1種紙袋の荷造り及び包装の規定に基づき、正しく荷造りを行うよう指導するとともに、集荷段階でチェックするよう関係者に周知する。

また、種類、年産、銘柄及び検査請求者記載欄への必要事項の記載にあつては的確に行うよう指導する。特に、銘柄欄の枠内に収まるゴム印の使用及び正しい銘柄名の記載について徹底する。

(4) 検査請求書の記載方法

農産物検査請求書の記載事項及び記載方法については、「農産物検査に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知)の「国内農産物の検査実施マニュアル」(以下、「検査実施マニュアル」という。)に基づき、業務規程に定める様式で適正に請求されるよう受検者に指導する。

2 適正な農産物検査の実施に関する事項

(1) 的確な品位格付

① 乳白粒、心白粒等

近年、水稻の登熟期における高温等の影響による乳白粒、心白粒の発生が品質低下の大きな要因になっています。

乳白粒、心白粒、腹白粒、背白未熟粒及び基部未熟粒については、精米にした際に粉状質粒となり、精米の品質に及ぼす影響が大きいことから、「検査実施マニュアル」の「国内産農産物の被害粒等の取扱いについて」第3の3の(4)に基づき的確に判定するとともに、形質(心白及び腹白)の判定の程度を統一する。

② カメムシ類等の被害による着色粒

カメムシ類等の被害は、水田の周縁部に多い傾向があり、同じほ場から生産された検査荷口であっても混入の程度にばらつきが生じる場合があることから、採取箇所が偏ることのないよう留意するとともに、包装されたものの検査にあつては、検査荷口を構成する個体から均一に鑑定試料を採取する。

また、着色粒は、精米の外観を著しく損なうため、混入の限度(最高限度)が1等0.1%、2等0.3%、3等0.7%と規定されており、黒カルトンと白カルトンを併用して鑑定を行う。

また、疑問品については、目視のみで判断することなくパーリングを行う等精米の品質に及ぼす影響を確認の上、格付けを行う。

③ 胴割粒

胴割粒は、とう精の段階で碎粒となり精米歩留まり及び精米の品質を著しく低下させ、米の円滑な流通に支障を来すこととなるため、混入の有無の判定は注意深く行う必要がある。

このため、受検荷口毎に最低1点は、穀粒透視器及び鏡板を活用して胴割粒の有無を確認するなど「検査実施マニュアル」の「国内産農産物の被害粒等の取扱いについて」第3の3の(1)のオに基づき的確に判定する。

(2) 的確な銘柄鑑定

銘柄の検査に当たっては、検査請求に係る品種の特性・特徴が明確であるか、他品種の混入が認められないかを確認し、生産者別の品種別作付け状況及び種子の更新状況などを確認の上、適正な銘柄検査を行う。

(3) 適正な農産物検査証明の記載

① 農産物検査を行ったときは、農産物検査法施行規則(昭和26年5月19日農林水産省令第32号)及び「検査実施マニュアル」の「検査証明等に関する手続き」に基づき、定められた場所に、等級証印、種子用証印、醸造用証印及び検査員日付印を确实かつ鮮明に押印する。

また、等級証印、種子用証印及び醸造用証印を抹消、訂正する場合は×の証印を使用する。

② 検査証明の記載事項の確認については、次の事項に留意し、最終確認を徹底。

ア 受検前の産地品種銘柄以外の品種名の「銘柄」欄への記載禁止

受検者に対して、産地品種銘柄以外の品種については、受検前に「銘柄」欄に記載することがないよう事前に周知する。

イ 検査請求時の「銘柄」欄の確認

産地品種銘柄以外の検査請求がある場合には留意する。

ウ 検査証明未確認受検品の移動の禁止

検査員が検査証明の内容を最終確認していない受検品は、検査員が指示するまで移動しないよう検査補助者等に事前に周知する。

エ 検査証明の最終確認の徹底

検査証明の内容及び記載事項について、検査員自らが最終確認を行うものとし、最終確認したことが記録として残るよう、検査野帳等をチェックリストとして利用することにより、最終確認を行う。

③ 施設におけるばら検査(フレコンばら及び個人調製ばらを含む。)においても、上記②に準じて確認を行うとともに、検査証明の内容及び記載事項の最終確認を徹底する。





田畑輪換栽培におけるアルカリ資材の効率的な施用方法

県農業技術振興センター環境研究部

1.はじめに

小麦-大豆-水稲-水稲(以下、「3年4作」)の田畑輪換栽培において、適正な土壌pH(目標6.5)を維持することは、作物の生産安定とともに水稲のカドミウム吸収抑制のためにも重要です。pH維持のため、各作物の栽培毎にアルカリ資材を施用することが一般的ですが、近年の農業者の高齢化や経営の大規模化等ともなっており、省力的な土壌施肥管理技術の必要性が高まっています。そこで田畑輪換栽培におけるアルカリ資材の施用回数低減を目標に、省力的な施用方法について検討しました。

2.調査方法

農技セ内の細粒質(粘質)土壌(試験開始前土壌pH:5.9)および中粗粒質(砂~壤質)土壌(同:5.8)の田畑輪換ほ場において試験を行いました。

下表に示したとおり、3年4作の各作物栽培前にアルカリ資材を標準量施用する区(標準施用)を慣行とし、3年間の合計施用量500kg/10aを、小麦栽培前に1回のみで施用した区(資材1回施用)と小麦栽培前と水稲跡水稲栽培前の2回に分けて施用した区(資材2回施用)を設け、土壌pHの推移や各作物の収量、品質(小麦:子実粗蛋白含量、大豆:大粒率、水稲:整粒歩合等)について調べました。

表 各作物作付前のアルカリ資材施用量 kg/10a

	小麦	大豆	大豆跡 水稲	水稲跡 水稲	合計
標準施用	100	100	150	150	500
資材1回施用	500	0	0	0	500
資材2回施用	300	0	0	200	500

※小麦、大豆前は粒状炭酸苦土石灰(アルカリ分:55%)、水稲前はケイカル(同:52%)を施用

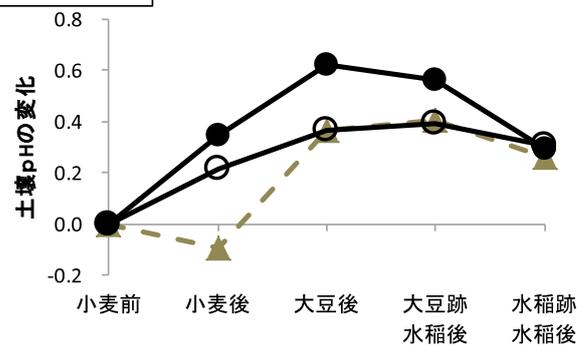
3.結果の概要

試験開始前の値を0として土壌pHの変化を図に示しました。資材1回施用および資材2回施用の土壌pH

は、土壌タイプに関係なく標準施用と比べて水稲跡水稲後まで同じレベル以上を維持できました。

また、各作物の収量および品質は、資材1回施用および資材2回施用ともに標準施用とほぼ同等となりました(データ略)。

細粒質土壌



中粗粒質土壌

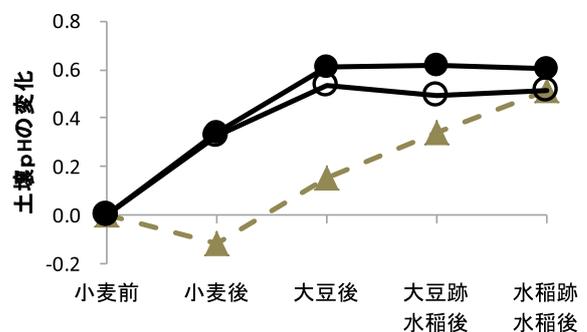


図 土壌pHの推移

▲ 標準施用 ● 資材1回施用 ◻ 資材2回施用

4.さいごに

以上、3年間の合計施用量が同じであれば、小麦栽培前の多量施用とあわせた資材施用回数の低減(3年間で標準施用の4回→2回あるいは1回)が可能と考えます。また、この試験からは小麦、大豆での資材施用がその後の水稲栽培中の土壌pHにも大きく影響することが分かります。これらの結果が田畑輪換3年間を通じた資材施用法について見直す参考になればと考えます。



令和元年産 近江米集荷目標必達決起大会の開催

～契約栽培の拡大と安定生産を目指して!～

全農滋賀県本部 米麦農産部

7月17日、琵琶湖ホテルにて、県内JAの組合長、経営管理委員会会長、理事長、専務、経済担当常勤役員、営農・販売・購買担当部長、RPリーダー等、関係機関含めて、総勢約150名が出席し、「令和元年産近江米集荷目標必達決起大会」を開催しました。

この大会は、JAグループ滋賀の令和元年産米集荷目標数量75,000トン以上の達成に向け、各JAの役職員、全農県本部等の役職員が一堂に会し意思統一を図ることを目的に開催しました。

大会内容は、2部構成となり、第1部では、「令和元年産米の集荷目標必達に向けて」と題し、全農滋賀県本部の米麦農産部高木部長より説明、RP(ライスプランナー)の取組事例報告として、JA栗東市とJAグリーン近江のRPリーダーよりそれぞれ発表いただきました。

また、県内全16JAと全農滋賀県本部の各RPリーダーの紹介とともに決意表明、および出席者全員でガンパロウ三唱を行いました。

第2部では、「温暖化対策としての土づくりの推進について」と題し、全農滋賀県本部の営農資材部中川部長より説明がありました。

また、「農業に活かす!天気予報の見方・使い方 ～やはり自然災害から身を守るためには…」と題して、気象予報士・防災士である正木 明 氏よりご講演いただきました。



▲全農滋賀県本部 米麦農産部 高木部長



▲RPリーダーによる決意表明



▲RPリーダーとともに全員で、ガンパロウ三唱!



▲おはよう朝日です お天気キャスター 正木 明 氏



水稲オーガニック栽培の拡大に向けて

滋賀県農業技術振興センター 食のブランド推進課

1. オーガニック農業への挑戦

滋賀県では昨年度末に「環境こだわり農業推進基本計画」を改訂し、従来からの取組に加え、新たに環境こだわり農業の象徴的な取組として化学合成農薬・化学肥料を使用しないオーガニック農業(有機農業)を推進することを重点施策に位置づけたところです。

2. 水稲のオーガニック栽培の現状

県内の水稲のオーガニック栽培面積は約250ha、そのうち国の有機JAS制度の認証を受けた水田面積は約130ha(全国7位)で、耕地全体に占める割合から見ると全国トップレベルの取組が行われています。

個々の農家の方が様々な努力のもとで栽培されている中、雑草対策が最大の課題となっており、今回はその対応に向けた活動について紹介します。

3. オーガニック栽培の普及に向けて

県ではこれまでに得られた知見や農業技術振興センターにおける試験研究、現地実証の結果、ならびに農研機構中央農業研究センターによる助言をもとに、水稲のオーガニック栽培のポイントとなる技術を整理し、手引書としてとりまとめ希望者に配布しています。



雑草対策については、乗用型水田除草機を用いた技術を基本とすることとし、実証ほを県内3か所(甲賀市・東近江市・長浜市)に設置するとともに、草津市、彦根市、高島市も含めた6ヶ所で同機(8条)の実演会を開催しました。

参加された農業者や関係者からは、作業直後の稲の様子を心配する声も聞かれましたが、雑草が掻き取られ、浮き上がる様子を目の当たりにし、除草効果に対する期待が示されました。



県では、乗用型水田除草機の導入支援のための補助事業(補助率:3/10以内、上限額600千円)や有機認証にかかる費用の助成(補助率:1/2以内、上限額50千円)を今年度からはじめ、技術普及を本格的に開始しました。

5. 現地巡回による確認

7月に関係者で実証ほ等の現地巡回を行ったところ、機械除草に加え、複数回代かきや深水管理、米ヌカ散布等を体系的に組み合わせることで、慣行栽培と変わらない様子のは場も有れば(写真左)、ほ場条件や作業スケジュールから適切な対応ができず、雑草が多く発生しているほ場も有りました(写真右)。



4. さいごに

より安定した水稲のオーガニック栽培を実現するため、「栽培の手引き」を基本に、地域の環境に応じた工夫も加えながら「オーガニック米と言えば滋賀県」と言われるよう取組を進めてまいります。



小麦奨励品種「びわほなみ」について

農業技術振興センター 栽培研究部

◆はじめに

本県における麦の栽培面積は約7,600haあり、その6割近くを小麦の「農林61号」が占めています。「農林61号」は、実需者から一定の評価を得ているものの、成熟期が遅く倒伏しやすいといった栽培上の欠点に加え、篩抜けが悪く、灰分が高く、製めん適性が低いといった加工適性上の問題があります。

そこで、早生・多収で加工適性に優れた新品種「びわほなみ」が育成され、平成31年3月に県の奨励品種に指定されましたので、その特性等について紹介します。

◆「びわほなみ」の特性

1. 来歴

「びわほなみ」は、早生で製粉性に優れる「中国153号」を母に、多収で製粉性・製めん性に優れる「きたほなみ（北見81号）」を父にして、西日本農業研究センターで2005年に交配され、育成されました。

2. 栽培特性

「農林61号」に比べ出穂期および成熟期は3日程度早く、稈長は10cm短く、耐倒伏性に優れています（表1）。

また、穂数は約16%、子実重は約20%多く、多肥栽培ではさらに増収します。

表1 栽培特性

品種名	播性	出穂期 (月日)	成熟期 (月日)	稈長 (cm)	穂数 (本/m ²)	千粒重 (g)	収量 (kg/10a)	子実重 (kg/10a)	耐倒伏 性	赤かび病 耐病性
びわほなみ	I	4月11日	5月30日	76	534	42.1	523	523	強	弱
農林61号	II	4月14日	6月2日	86	458	42.7	433	433	中	中



図1 成熟期の草姿
右：びわほなみ
左：農林61号

3. 加工適性

子実の灰分は低く、製粉歩留およびミリングスコアは高く、製粉適性はASWと同等に優れています。

製めん試験では、すべての評価項目（色、外観、硬さ、粘弾性、滑らかさ、食味）で高く、総合評点はASWと同程度に高い評価を受けています（表2）。

表2 製めん適性評価

品種名	子実灰分 (%)	製粉歩留 (%)	ミリングス コア	色 (20点)	外観 (15点)	硬さ (10点)	粘弾性 (25点)	滑らかさ (15点)	食味 (15点)	合計 (100点)
びわほなみ	1.30	71.2	88.0	15.6	11.5	8.2	21.1	12.2	12.5	80.9
農林61号	1.62	64.0	80.5	12.1	9.1	7.3	17.5	10.1	11.5	67.5
ASW	1.26	71.2	86.4	16	12	8	20	12	12	80

ASW(オーストラリア・スタンダード・糊付): オーストラリアで開発された日本めん用小麦の銘柄で、日本めん用小麦の基準となる。

4.栽培のポイント

収量水準および品質を確保するために注意すべき点は以下のとおりです。

①排水対策の徹底

湿害を回避することで、苗立ちの安定と生育・登熟の向上を図ります。

②11月上・中旬の適期播種

播性がIと低いことから、10月に早播きすると生育が早まり、凍霜害を受ける危険性が高まります。また、黒節病や縞萎縮病の発生も懸念されますので、早播きは避けます。

③赤かび病防除の徹底

赤かび病に弱いので、開花初めに薬剤防除を行い、その後降雨が続く場合は、7日後に追加防除をします。

④開花期の追肥施用

収量性が高いことから、子実のタンパク含量が低下しやすいので、開花期に窒素成分で4kg/10a施用することを基本とし、麦の生育量に応じて適宜加減します。

⑤適期収穫

育成地での穂発芽性の評価は「やや難」ですが、刈り遅れないようにします。

◆さいごに

以上のように、「びわほなみ」は多収で、製めん適性に優れ、生産者、実需者の双方にとって非常に魅力的な品種です。「びわほなみ」が、本県の麦作の活性化につながることを期待しています。





「オーガニック近江米」この秋デビュー!!

滋賀県食のブランド推進課

1. オーガニック市場の動向

世界のオーガニック食品の売上は年々増加しており、2016年では約897億ドルと10年前に比べ約2倍の市場規模となっています。全体の約46%をアメリカが占め、日本はまだ約0.1%に留まっています。

国内においては、「有機農業の推進に関する法律」に基づく国の基本方針の見直し作業が進められている他、民間事業者による新たなオーガニック農産物流通体制の構築等の検討も始まっています。

2. 産地が一丸となる取組を目指して

県では昨年度「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画」を改訂し、新たに環境こだわり農業の象徴的な取組としてオーガニック農業(水稲・茶)の推進を始めました。

水稲について、これまでは生産者が様々な努力をされ、個々に生産から販売までを担ってこられました。県ではそういった従来からの取組に加え、さらに産地としての新たな取組を推進しています。

具体的には、「オーガニック近江米」として県域でロットをまとめ、首都圏などで売り出せるよう生産・集荷・精米体制の構築や販路開拓に向け、関係団体と連携し取り組んでおり、今般、新しく米袋のパッケージデザインを作成いたしましたので紹介いたします。

3. 「オーガニック近江米」この秋デビュー

滋賀県産のオーガニック米＝「オーガニック近江米」の認知度・ブランド力向上に向け7月30日に、三日月知事(近江米振興協会会長)より専用の米袋デザインが公表されました(写真、図)。

首都圏等の県外へ商品を提供するため、国の「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産・認証された有機JAS農産物としての流通を目指します。



4. デザインコンセプト



滋賀の自然を象徴する琵琶湖とまわりの花のモチーフで農産物の花をイメージし、県内各地でオーガニック農業が広がる様子を表現しています。また、花全体は楕円形で「オーガニック」の英文字「O(オー)」の形を連想させ、「環境に負荷をかけない=0(ゼロ)」の意味も込めています。

5. 流通拡大に向けて

9月28,29日には「ここ滋賀」で流通事業者や消費者にお披露目するほか、9月中旬からは大手スーパーの京滋エリアの店舗で試験販売を計画しております。今回のデビューをスタートに、販路開拓や生産拡大を図り、将来的には「オーガニックと言えば滋賀県」というイメージが定着するよう生産者、関係団体、事業者と連携しながら、オーガニック近江米を育てていきます。



秋の農作業安全月間

滋賀県農業経営課

秋の農繁期を迎えるにあたり、県では下記の期間を「秋の農作業安全月間」と定め、関係機関と連携して、農業者の方々に対して農作業事故防止に向けた啓発活動を行います。

農業者の方々が集まる機会などにおいて、「重点啓発事項」を中心に農作業事故防止を積極的に呼び掛けていただきますようお願いいたします。

期 間

令和元年9月1日(日)～10月31日(木)

啓発方法

- ・重点啓発事項の周知(関係農業団体、市町等、その他関係機関を通じて)
 - ・啓発ポスター、チラシの配布(関係農業団体、市町等、その他関係機関)
 - ・啓発DVD、ビデオの貸出し
- (申込先:県農業経営課水田農業・作物振興係TEL:077-528-3833)

重点啓発事項

- コンバインやトラクタの運転時は、ほ場への出入りやあぜ越えなど傾斜地走行時の転落・転倒事故に注意すること。また、乗車時のシートベルト、ヘルメットの着用の声かけを実施すること。
- 農業機械の整備不良が重大な農作業事故を招くおそれがあるという観点から、農業現場における機械の定期的な整備・点検の励行を促すこと。
*機械の清掃や点検等を行う時は、必ずエンジンを止めること。
- 農作業は、機械に巻き込まれにくい服装や安全防護用具(ヘルメット、草刈り時の防護眼鏡等)を着用するなど、作業に適した服装で行うこと。
- 薄暮時などにおけるコンバインやトラクタへの追突防止用に自動車などから識別できる低速車マークや反射板を取り付けるようにすること。また、道路交通の安全確保や道路美化のため、機械についてたわらくずや土は、ほ場内でできる限り取り除くこと。
- 草刈機を使用する際には、事前に農道や畦畔の点検を行い、石や空き缶など作業の障害となるものを取り除くこと。
- 万一の事故に備えて労災保険に加入すること。
- 気温の高い日も見込まれることから、熱中症対策にも十分留意すること。
- 農業者等が参加する会議、集会等で農作業安全に係る話題を取り上げ、農業者等の安全意識の向上を図ること。

【滋賀県内における農作業事故の発生状況】

(単位:件)

区分		年次(平成)																	
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
事故発生件数		46	45	42	56	57	45	53	60	40	43	44	40	42	40	40	39	40	56
人身事故		41	36	38	48	42	39	44	50	34	36	36	33	37	36	32	31	33	43
人身事故の内訳	軽傷	12	8	14	13	12	12	17	24	10	15	11	4	14	14	9	14	10	15
	重傷	18	20	16	28	25	23	25	21	21	17	18	28	20	20	18	13	18	22
	死亡	8	4	1	4	3	3	1	4	1	3	3	1	3	2	5	1	3	1
	不明	3	4	7	3	2	1	1	1	2	1	4	0	0	0	0	3	2	5
物損事故		5	9	4	8	15	6	9	10	6	7	8	7	5	4	8	8	7	13

農作業事故実態調査(滋賀県)より

令和元年産 麦類の共同乾燥調製施設における 良品質麦づくりのための荷受時巡回調査を実施

近江米振興協会では、令和元年度麦類荷受時における施設巡回を6月12日～26日の間（延べ4日間）、関係機関の協力を得て県内JAのCE26施設、RC4施設（延べ32施設）の共乾施設を対象に、品質状況の把握と適切な施設稼働による“良品質麦づくり並びに品質事故防止”を目的に実施しました。

本年産麦の生育状況は、県農業技術振興センターの麦類生育情報では、4月12日時点の調査では、11月5日播きの「農林61号」、「ふくさやか」の出穂は平年より6～7日、開花は3～4日早く、葉数は平年に比べてやや少なくなった。草丈は長く、莖数は少なくなっている状況でした。

出穂期は平年より早まったが、4月上旬～中旬の気温が低かったことから開花までの日数は平年より長くなっている。5月に入ってから気温が低く、登熟はゆっくり進んでいる。

このことから、本年産麦の刈り取り時期は、ビール麦は5月22日、小粒大麦は5月26日、小麦は6月3日から荷受けされ、大麦は概ね天候に恵まれ、順調に進みました。

一方、普通小麦の荷受については、6月に入って「シロガネ」、「ふくさやか」、「農林61号」の順に荷受が開始され、一部で雨に出合った荷受け麦があり、高水分麦の搬入がありましたが、概ね順調に荷受けがされ、荷受け水分は最高36.0%～最低11.2%（乾燥麦の搬入を除く）の荷受けとなりました。

一日の荷受量（巡回期間時まで）では、400トンをを超える施設が1施設（去年は無し）、300トン以上の荷受が2施設（去年は4施設）で、200トン以上300トン未満の施設は15施設（去年は21施設）となっています。又、高水分麦の搬入に伴い、半乾燥処理を実施した施設が19施設と多かった。

品質については、今回の聞き取りでは、ビール麦では概ね平年並みで、小粒大麦のファイバースノウでは、収量・品質とも良く、小麦については、品種によって差が出てきているとの事。一部施設で軽微な赤カビ病の荷受け麦があったが、キチンと別処理対応がなされていて、精選麦では皆無であると思われる。充実度は概ね平年並の施設が多かった。

県内産麦については、共乾施設利用100%であることから、実需者が求めている良品質麦出荷に向けた施設での調製作業が重要となります。

アンケートに答えて近江米をゲットしよう!!

新米キャンペーン

実施中

まつてました
近江米!



近江米



アンケートに
答えていただいた方の中から
抽選で

総勢**200名**の方に
今年収穫した近江米

みずかがみ
(5kg袋入り)

または

環境こだわり
こしひかり
(5kg袋入り)

のどちらかを
プレゼントします。



応募方法

- ▶ 右記のQRコード[®]またはURLからアンケートにお答えください。
<https://forms.gle/HrjvuEVdZaz64Ye37>
- ▶ 近江米振興協会のホームページからも応募できます。



近江米振興協会 検索

応募期限 | 令和元年11月30日(土)

応募から商品の
発送までの流れ

応募

令和元年11月30日までに

当選者に
メール通知

令和元年12月中旬

発送先の登録

令和元年12月31日までに

商品の発送

お米の意識調査をしております。ぜひ、ご協力ください。

近江米振興協会

〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番20号

TEL.077-523-3920 ホームページ <http://www.ohmimai.jp/>